

# 木更津市公園施設長寿命化計画書

平成29年11月

木 更 津 市

## 1. 都市公園整備状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
197	125.15ha	9.06 m <sup>2</sup> /人

## 2. 計画期間 [平成 29 年度～平成 38 年度 (10 箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	合計
110	12	4	2	128

### ②選定理由

本計画では、木更津市が管理する都市公園のうち、未供用の公園を除く 128 公園を計画対象公園として選定している。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
471	65	1,227	505	37	3	146

管理施設	合計
1,488	3,942

### ②これまでの維持管理状況

既設公園施設については、講習を受けた市職員が、各公園を年に 3 回以上点検を行っており、地域住民の要望等を踏まえ、地域住民の協力を得つつ消耗部材の交換や更新、樹木の剪定、芝刈り、除草、清掃などの管理を行ってきている。

遊具については、平成 19 年度・24 年度・28 年度 (近隣公園以上) に施設点検調査を実施しており、この結果を踏まえて、危険性の高い遊具等については一部使用禁止や更新をするなどの措置を講じてきている。

小櫃堰公園および鳥居崎海浜公園の水泳プールについては、指定管理者制度を活用した管理委託を行っている。

### ③選定理由

木更津市では、1960代以前から1980年代に供用開始した公園数が約7割に達しており、これらの経過年数の長い公園を中心として公園施設全体の老朽化が進行している。また、遊戯施設については安全性確保の観点に立った対策が求められており、適切な維持管理を行っていくことが施設管理者の大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本計画では、前回計画により公園の護岸整備が完了した中の島公園の中の島大橋の補修にも取り組むこととし、大橋を含む全ての公園施設を対象としている。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

### (1) 点検対象公園施設

公園施設の健全度調査は、国指針（案）では予防保全型管理を行う候補施設を対象としているが、本計画では予備調査で事後保全型管理施設に分類した施設についても健全度の点検調査を実施し、健全度判定・緊急度判定を行っている。

本市では、街区公園については24年度に健全度調査を実施しており、その調査結果を踏まえて劣化の見られる施設の補修や更新などに取り組んできているため、本年度はより利用度の高い近隣公園以上の17公園を対象に健全度調査を実施している。

### (2) 点検調査実施時期と期間

計画対象公園の公園施設に対する健全度把握のための点検調査は、平成28年9月初旬～12月下旬にかけて実施した。

### (3) 点検調査体制

点検調査では、施設区分に対応する形で1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、1級建築士、公園施設製品安全管理士等の資格を有する専門技術者を配置し、技術士（総合管理部門・建設部門）が調査全体を統括する体制を組んで実施している。

### (4) 点検調査の方法

点検調査では、国指針（案）に示す「健全度調査票（各施設シート）」に沿って、施設の点検項目を示したシートを事前に作成し、点検項目をチェックすることで劣化状況等の把握を行っている。

点検調査の方法は、対象公園施設に対する「目視による確認」を基本とし、必要に応じて接診、揺診等を行っている。

遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針・改訂第2版（H26.6国土交通省）」および「遊具の安全に関する規準：JPFA-2008（社）日本公園施設業協会」に基づく遊具点検調査を実施し、劣化やハザード等の状況について確認している。

中の島大橋については、現地調査で目視による確認を行っているほか、関連資料の収集やドローンの活用などにより劣化の状況と改修方法等を把握している。

設備類については、現地調査に加え、関係者へのヒアリングを行っている。

#### (5) 点検調査結果の概要

今回実施した点検調査結果による近隣公園以上の 17 公園の公園施設（合計 1,646 施設）の健全度の割合は、健全度 A ランク 22%、健全度 B ランク 48%、健全度 C ランク 24%、健全度 D ランク 6% で、施設全体の約 7 割が健全または比較的健全な状態で維持されているが、遊具については約 60% が健全度 C・D ランクとなっている。

##### ◎施設区分別・健全度別の施設数

一般施設	: A ランク 358	B ランク 749	C ランク 343	D ランク 96
遊具	: A ランク 2	B ランク 27	C ランク 38	D ランク 8
建築物	: A ランク 4	B ランク 9	C ランク 7	D ランク 0
土木構造物	: A ランク 1	B ランク 1	C ランク 1	D ランク 0
各種設備	: A ランク 0	B ランク 1	C ランク 1	D ランク 0

## 6. 日常的な維持保全に関する基本方針

- ・公園施設の全般的な日常の維持管理及び点検は、市街地整備課の担当職員が随時実施し、公園施設の機能維持・安全性・劣化状況等を把握する。
- ・日常の維持管理及び点検は、地域住民との連携を基本に進めることとし、協力体制の充実や役割分担の明確化を図る。
- ・具体的には、公園内の草刈りや清掃などの維持管理を、地域住民の協力を得て実施する。
- ・公園施設の日常的な維持保全に関する点検チェックリスト、管理目標水準、修繕の対応方針、方法等を定めた維持保全マニュアルを作成し、活用する。
- ・日常点検では、目視を基本として施設の異常の有無を確認し、異常が確認された場合には施設の利用禁止などの措置を講じるとともに、修繕方法などを検討し必要な対策を実施する。

## 7. 公園施設長寿命化のための基本方針

### (1) 計画期間内に補修・更新を行う施設

- ・平成 29 年度～38 年度の 10 年間の計画期間内に実施する長寿命化対策事業費として、概ね 10 億円の大枠を設定する。
- ・この費用の大枠に沿って、予防保全型管理施設（一般施設の日蔭たな・休憩所・テニスコート、遊具、建築物の便所・管理事務所等）と、事後保全型管理施設のうち特に安全対策上重要と考えられる照明施設・柵・車止及び池循環装置について、健全度評価 C・D の施設を中心に補修・更新を行う。
- ・計画期間内における各施設の補修・更新の時期については、年度毎の費用の平準化を考慮して決定する。

- ・更新する施設については、照明施設のソーラーLED照明灯への転換など、長寿命化、省エネ化、省マナー化につながる素材への転換を図る。
- ・上記施設のうち、遊具については、安全性確保の観点から健全度評価Cであっても積極的に補修・更新を図る。
- ・事後保全型管理施設である照明施設・柵・車止の健全度評価Cの施設についても、経過年数が処分制限期間を上回るものについては積極的に更新を図る。
- ・上記施設のうち、健全度評価C・Dの施設については、設置からの経過年数や緊急度に応じて「計画期間の前期に更新する」、「計画期間の後期に更新する」、「補修して延命化を図り計画期間後に更新する」などの対応を行う。また、特に更新の緊急度が高い施設については、早期の更新を図る。

## (2) 長寿命化のための点検調査

- ・遊具については、「都市公園法の改正に伴う遊具等の維持修繕基準の法令化」を踏まえ、対象対象となる遊具の定期点検を適切に実施する。
- ・その他の施設については、概ね5年毎に健全度調査を実施して、施設の劣化状況等を把握する。
- ・設備施設については、法に定める定期点検を継続的に行って劣化や損傷の状況を把握する。

## (3) 事後保全型に類型した施設

- ・計画期間内に更新を行うとした施設以外の事後保全型施設については、当面、日常的維持保全対策としての修繕等を行うこととする。

## (4) 植栽の取り扱い

- ・植栽については、各公園の植栽概要票に示した管理方針、管理方法に沿って、地域住民の協力を得つつ必要な剪定・刈込・芝刈り等を行うものとする。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※別添の「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

## 9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画での適切な長寿命化対策の実施により、公園施設の安全性・快適性の向上が図られる。長寿命化対策の実施により得られるライフサイクルコストの縮減効果については、実際に計画対象とした施設（315施設）のうち約6割が遊戯施設であることや、補修により延命化を図る施設も縮減効果が得られない施設がほとんどであることなどから、単年度縮減額の合計は「中の島公園の中の島大橋」や一部の休憩所・遊戯施設等から得られる、概ね850千円／年程度と算出される。